

唯識学における否定対象（増益）の確認と否定

—『レクシューニンボ』(1.2.2.2) の試解 —

片野道雄

『レクシューニンボ』の前編の「唯識章」の「結び」に

入る直前には、改めて「増益の極論を特に否定する」という論の項目が設けられて、

(1) 否定対象である増益を確認する」と

(2) その増益をどのように否定するかといふ否定の仕方

によつて構成されている。この「増益の極論を特に否定する」に先だつて、「解深密經」に基づいての真実性の思惟」のもとで「二辺を断つ一般的な説示」として「菩薩地」「攝決択分」「大乘莊嚴經論」「中辺分別論」などによ

論説のまとめとも言える論述をなしているのであらう。

改めて増益の極論を特に取り上げて、その増益である否定対象を否定するについては、先づ「否定対象の確認」がなされなくてはならないとしている。極めて明解な手続きを表明しているのであるが、『中論釈』などでも、中觀説における空性を明確にするために、「否定対象の確認」ということを行つており、また本論の別の個所においても見られるのであって、あるいは、この仕方はツォンカパ独自の学風とも思わしめる。

唯識学において否定されようとする増益という極端論とはどのような意味で要略して言われるのであるか。増益である否定対象の確認をなして、次に、その否定対象がどの

ようにな否定されるか、その否定の仕方を「」に見るのである。また、それらについてツォンカパはどのような典拠に基づいて論説を進めているかを、既に英訳並びに漢訳による研究があるが、以下、『レクシエーニンボ』の解説試解を通じて考察する「」とし、併せて、「」の論書に見られる独特の用語についての了解を試みる。

特に増益という極端論を否定する「」

1 否定対象である増益を確認する「」

(科文略や。V. p. 62, 13.-Pek. 111al-)

「」の〔唯識の〕考え方の道理上の否定されるべきもの(否定対象、dgag bya)に一つあるなかの損減(skura' deba)は、おもに学説(宗義、grub mtha')によつて建てられたもののみであつて、それもまた、自部「仏教徒」の無因性論者の考え方として先に説明した通りである。^① 増益(sgro'dogs)については、「学説によつて」構想されたもの(kun brtags)と、「学説によらなくて、自然に誰の心にも起つたもの、すなわち」俱生のもの(lhan skyes)との二つがあるのであり、「学説によつて」構想されたものとは他部(外教)や自部の一つの「有」外境論(有部と経量部)の考え方である。「自然に誰の心にも起つ

たもの、すなわち」俱生という点で、ブドガラの我(gan zag gi bdag、人我)としての増益は後に述べるから、「」では法の我(chos kyi bdag、法我、V. p. 63)としての増益を説明するであろう。即ち、学説による法我の仮説も亦、俱生によつて把握された法我として成り立つ内容のものもあるからであり、また、道理上の否定対象の最たるものも亦それ「俱生によつて把握された法我」であるからである。

「」のことについて、多くの本典では、所取能取を別個の実物として捉えることが法の我執であると説かれたものを除いて、他の法の我執が説かれていなくても、『解深密經』の中に、依他起にして自性と差別として遍計執された自体は自相として成り立つことが無いから、相無自性「と説かれ、その相無自性」が法無我として説かれた裏の力によって、依他起において自性と差別として仮説されたものが自相として成り立つと「うように捉える」とは、法の我執として示されているのである。すなわち、「菩薩地」や「摂決択分」や「摂大乗論」の中でも、そ「の法の我執」によつて把握しているようには空であるという空性は、究極的な中「道」の意味や法無我の圓成実として、沢山の配慮によつて説明しているのであるから、依他起にお

いて法の我が増益されたこの遍計執されたもの（遍計所執）はどのようにあるかを知らないならば、この「唯識の」考え方の法の我執や法無我を決定的に知ることにならないのである。（Pek. 111b）

遍計執されたものが自相として成り立つと捉える」とが法の我執として認められる「その」遍計執されたものとは、「五」蘊などについて、これは色であるという自性や、これは色の生起である云々、という差別として、名称や記号で仮説された（V. p. 64） 자체である。

しかるに、「名称や記号で仮説された」それほどのものとしては「五」蘊などはあるのであるから、「その場合」

そのように有ると捉えることは増益とならないが、蘊などがそれ自体で自相として有ると捉えることは増益である。

もし、名称や記号の対象である色などが自相として成立つことを否定するといふそのことが「名称や記号を伴う」能詮の直接的な対象であるものを「自相として成立する」という点で」否定するというのであるならば、直接的な所詮と能詮にとっての「対象を通じてのイメージされたもの」（don spyi）や、「声を通じてのイメージされたもの」（sgra spyi）は、事體がない（体無、dhiṣ med）として「有」外境論の人々において既に成り立っているのである

から（すなわち、知られてくるから）、「改めて」依他起はそのようないしによつて空として証明される必要はないのである。そして、そのようないしによつて空と理解する（grub pa'）認識根拠（tshad ma, pramāṇa）によつて法無我は成り立つのではなく、そのようないしとを知得対象（所縁、ālambana）として実修するいふによつて所知障が清浄となるのでないから、『解深密』〔經〕の中で、遍計執されたものは自相として成り立つとする点で空であるといふのが法無我であり、円成実であると説かれており、「菩薩地」の中に、それ空が所知障を清浄にする知得対象として説かれているものと違つてゐるのである。

能詮に属する「分別のはたらきの対象」（zen yul）である色などを否定する場合に、もし「分別のはたらきの対象」である「事體に即した概念のもの」（事體のよみがえり、gži ldog、壺とか瓶でなく、金の壺とか硝子の瓶）が自相として存在することを否定するならば、依他起が自相として成り立つことを否定したことになるであろう。もし「分別のはたらきの対象」である「壺とか瓶といふような」「独自の概念のもの」（ran ldog）が自相（有為なるもの）として成り立つことを否定するならば、まだ、推量（anumāna）による認識根拠（rjes dpag tshad ma）の量からる

「*ぎやく* (gñála bya, prameya) 共相なるもの (spyi mtshan) 「すなわち有為なるもの」が事体として無いところ」とは、経量部の人によつても既に証明されているから、「重ねて否定する」とは」理に合わないのである。

むろに又、『転有經』 (Bhavasamkranti-sutra) の中に、実際にそれぞれの名称をもつて、それぞれの諸法が語られる。

けれども、そ「の名称」においてそれ「諸法」はあるのでない。これが諸法の法性である。^③ (V. p. 65)

とくように説かれる聖教は声聞部の人においても成り立つてゐるから、「すなわち、理解されてゐるのであるから」それより以上に『解深密「經』』の (Pek. 112a) 遍計執されたものとして空といふ法性の点について更に、見られないのである。

この「転有經」に見られる空の在り方においては、別個の実物である所取能取が否定される唯記識の意味はないのであるから、所知障を清浄にする知得対象（所縁）として説かれる法無我も亦どうして合理的であるか。

そこで、この「唯識の」考え方においてはそれらの矛盾がどうしてないかという事由を説明せよ、といえ、説明しよう。すなわち、この空の在り方は、「菩薩地」の中に

所知障を清浄にする智慧の知得対象と、二辺を断ち切つた中道は最上である、と説かれ、『攝大乘「論』の中には、この門より悟入するというそのことが唯記識のみに悟入するのである、と説かれてゐるから、声聞部の人によつてすでに成立しているのではない。「すなわち、理解されていのではない。」

それ故に、この「ような法無我と」反対側の増益は、その自性と差別として名称によつて仮説されたものを自相として成り立つ色などとして捉える「ことであつて、そのような」学説の承認もまた声聞部の人においてあるのである。何となれば、こ「の増益」の否定として、「菩薩地」の中で、教説 (lun) によつても否定しており、他部（外教）に対して「佛教徒」自らの教主の教説によつて否定する」とは相応しくないのであるから、否定の対象領域 (dag pa'i yul) に自部（佛教徒）がまたあるけれども、特に、無自性論者や瑜伽行者に対して否定するのでないから、声聞部の人「をいうの」である。従つて、『解深密「經』』の教説を引用せずに、彼ら「声聞達」において成立している、「すなわち、承認している」三つの教説^⑥ (V. p. 66) によつてすでに否定されたのである。

そこで先ず、俱生なる増益を確認するならば、「攝「決

択分」の中に、

また、凡夫達は所詮の事物を五因によつて、名称の「**とく、能詮の**」とくに自性として執着していると知るべきである。^⑦

と説かれており、その「**所詮の**」事物の自体は何かと問うとき、「**その**」自体は色であると「**凡夫たちは**」答えるが、名称は色であるというように答えないのが、第一の事由として説かれている。その意味は、色であるという場合の能詮の（Pek. 112b）その意味するものの自体は何かと問うとき、その自体は色であると語るが、色という名称の仮説されたほどのものが、色という能詮のそのものの自体であると語る事は「**凡夫たちに**」ない。

それ故に、色という言説が設けられたとき、色の言説の仮説の事体であるその青はどのように顕れているかを見て、名称や記号によつて「**その青が**」建てられたのではなく、「**青それ**」自らの置かれ方によつて成り立つているように見られているのである。その青が顕れているようにそのようになり立つと捉えるのは、青に対して色であるというよう名称で仮説されたものについて、自相として成り立つと捉える増益であり、そ「**の増益**」が凡夫たちにあることは先に説明したそのことによつて証明するのであり、その

ようなその捉え方は、合理性をもつものとして二つの「**有**」外境論によつても主張されているのであるから、言葉の所詮の「**独自の概念のもの**」（rañ Idog）は分別によって仮説されたものであつても、その「**事体に即した概念のもの**」（gži Idog）としては自相（**有為**）であるという（V. p.67）考え方と「**この考え方とは**」いずれにおいて等しいか。「**自性と差別としての、その**」差別として遍計執されたものを増益する仕方や、「**青以外の**」他の法を増益する仕方も共に、そ「**の直前の説明**」によつて知られるべきである。

同様に、境と有境との二として出現するとき、二つ共に異なつた実物として見られるように有ると捉える」とも法の我執の増益である。余れる論難の応答は「後に」説明する」とになるであろう。

2 A 増益を否定する仕方

（科文略す）

『解深密』〔經〕の中には、依他起が遍計執されたものとして空であると証明する理証は説かれていない「が、その理証」を理解せしめんがために、「菩薩地」や「撰〔決択分〕」の中に、それぞれ三〔種〕の道理を説いているのであり、また、「撰〔大〕乘〔論〕」の中でも、

依他起性が、遍計執されたもの（遍計所執）の自体として顯れているように、「依他起は」それ「遍計執されたもの」を本質としないことが、如何にして知られるか、といえば、

という問い合わせが置かれた答えとして、

名称より前 (Pek. 113a) に知覚はないから、「名称は」多であるから、また、決定的でないから、それを本質とする、多体である、そして、混合体であるという矛盾があることになるのである。⁽⁵⁾

と説かれている。そこで、「依他起なる」法はそれ「遍計執されたもの」を本質としているから、依他起は遍計執されたものとして空である、ということを証明する

仕方を理解しやすく語るならば、円形のもの (Ito hiraba) が瓶という言説の事體、あるいは、依り所であるといふそのことは、すでに円形のものの在り方として、または、自相として成り立っているならば、「それは」記号 (brda) の力によって建てられないことになるのであって、そのようであれば、記号の対象をもつ知覚も亦、(V. p. 68) 記号に依るのでないから、瓶という名称を仮説する以前から、円形のものに対して瓶であるという知覚が起こることになるであろう。

分別のはたらきの事體 (ttag pa'i žen gá) であるその色などが、勝義、あるいは、自相として成立していると捉えるならば、また、名称として仮説された依り所も自相と

「まだ」一つのものこそが多くのものの自体といふことと矛盾するから、「その点による」証明は、前分「所破」(phyogs sna) の「」とくどあるならば、「すなわち、言説の事體であり依り所であるそれが自相としてすでに成り立つてゐるならば、」一つのものにシャクラ、インドラ、ゲラーマガータカ（村を掠奪するもの）など多くの名称が起るのであって、「しかしその場合」事物の力によつて「名称が」起るべきであり、分別において顯れてくるよう、そのように「名称は」事物を依り所とするのであるから、そのものは多くとなるであろう。

混合していないものの自体が混合しているといふことでも矛盾するから、「その点による」証明は、前分「所破」の「」とくどあるならば、二人に對してウパグブタといふ一つの名称が起るとき、これはウパグブタであるという知覚が起るといふところに「二人についての」区別がないのであるから、また、その名称や分別も共に事物の力によつてそれら二人に對して起る所以であるから、一つのものが一つのものになるであろう。

分別のはたらきの事體 (ttag pa'i žen gá) であるその色などが、勝義、あるいは、自相として成立していると捉えるならば、また、名称として仮説された依り所も自相と

して成立していると捉える」と等しくなるのであるから、この名称はこれであるという記号を知らない人にとっても、否定対象である増益があり、そ「[の増益]」を否定する理証も亦、「先の理証と」同じである。

「菩薩地」の中で、

「もし色などの諸法が仮説の語の自体であって、ともかく」事物 (don) が先にあり、これこれであるといふ名称を後に仮説するならば、そのように仮説されないとき、その事物の自体はないことになろう。(Pek. 113b) まだ、仮説されない時にも自体があつて、後に仮説するならば、名称が未だ仮説されていない時 (v. p. 69) に、これは色であるという知覚が起るであろう。「けれども、起るしない。」

ところへ否定していくのである。およそ記号を仮説するその直接の対象 (dhos kyi yul) がその事物の自体として (don de'i ño bor) 自相をもつて成立しているならば、記号と関係する」といふのである。名称の知覚が起るなどの過失があるけれども、色など)が記号を仮説する依り所 ('dogs pa'i gnas) や分別のはたらきの事體 (rtog pa'i zen gzi) であるとや、そのことが自相として成り立つところ点で、過失はそこにはない、

というように声聞部の人々は語るけれども、「先と」同じように「過失と」なる。

かくの如くであるならば、色などが分別のはたらきの事體であるとき、そのことは、名称や記号によって建てられた遍計執されたもの（遍計所執）であるけれども、認識基準 (pramana) によって成り立つて「現に存在して」いるのであるから、否定できない。それ「色などが分別のはたらきの事體であること、それ」こそがそれら事物 (dhos po) の自相として成り立つては、ただ名称のみによつて建てられた、知らるぐやみの上にあり得ない遍計執されたもの (kun brtags šes bya la mi srid pa) であるから、名称や記号によつて建てられたものについて、認識基準による成、不成（存在、非存在）の二があるのである。そうであつても、「すなわち、存在しているものであつても」名称や記号によつてただ建てられただけのものであるならば、(...tsam yin phyn chad) そ「のただ建てられただけのもの」には因果はあり得ないというように、この「唯識派」は主張しているのである。

一一の「有」外境論者は、色などが、分別のはたらきの事體や記号を仮説する依り所として自相をもつて成り立つことを阻止した場合、それら「色など」は有ると建てるこ

とができない、因明論者において伝えられている自相（有為）は「阻止でき」ないものである。例えば、瓶がないという」と（瓶無）は「が無いの否定」（命題の否定、med dgag）であって、それ（瓶無）と「その」場所（場所的空間）とは依り所を同じくするものとして収まつても（gži mthun du 'du yan）」命題の否定（無為）と事物（有為）（med dgag dan dinos po）との二つが相違することを否定しないように、識が分別のはたらきの事体であるといふ、そのことが、勝義として成り立たない遍計所執であることとする（V. p. 70）。識が勝義として成り立つこととの二つは共に矛盾しないのである。

それ故に、『転有經』の中の、「實にそれぞれの名称をもつて、」云々は声聞の部派において成立している經典〔のもの〕であつても、それら「の部派」による解釈と「唯識学の」意味とは区別がないのではない。例えば、大衆部の經典の中に、根本識と出ているもの（Pek. 114a）が、こ「の唯識学」によつて、アーラヤ「識」として解釈されている如くである。

先に説明した自性と差別として仮説されたものが、自相として、或いは、勝義として有ると捉えることは所知障の主要なものであるから、そ「の自相として有りと捉えるこ

と」によって捉える如くには無い」とを決定的に判断（決択）する意味は、所知障を清める知得対象（所縁）としても道理に適うことである。

これらの理証によつて唯記識にどのように悟入するかと考えるときには、色より一切種智（nam mkhyen, sarvākarañjata）に至る諸法は名称の言説を仮説する依り所であり、分別のはたらきの事体であるといふ、そのことが勝義として成り立つことを阻止したとき、能詮の名称と所詮の対象（don）と「即ち」名称と対象との関係性に依つて、所詮の対象（briod bya'i don）の自性と差別として顯れて、所詮の対象（briod bya'i don）の自性と差別として顯れている意分別（yid kyi rtog pa）が顯れているようだ。そのようなはたらきの場（zen sa）の対象がないのであるから、かくの如く能取する」とも間違つていないのでないといふようにして、所取能取の無二の唯記識に悟入するのである。したがつて、『攝「大」乘「論」』の中に、

すなわち、唯記識に悟入しようとして精勤しているそのような、彼の菩薩は、文字や意味として顯れ「かつ、それを見る」と伴つているその意言（yid kyi bdsod pa）「分別」において、文字のその名称もまた意分別（yid kyi rtog pa）のみに尽きると（V. p. 71）観察する。文字に依るその「名称の」事物も亦、意言

のみに尽きると観察する。それ名称もまた、自性や差別としてただ設けられているにすぎないと観察する。それよりして、意言のみに尽きると見て、名称「とぞれ」を具えている事物にして、自性や差別としての仮説を具えていて、自性と差別とを伴つてある「それらの」対象の特徴を見ないとき、四〔種〕の尋伺（考察）と四〔種〕の如実に遍知する」ととによつて、文字や意味として顯れているそれら意分別において、唯記識たることに悟入する。¹²⁾と説かれてゐるのである。

(1) もし、(Pek. 114b) のようなことは、意識である分別に相待した所取能取が否定されたのであるけれども、不動なる習性 (bag chags brtan pa) から起こつた無分別の識（前五識）に相待した所取能取は道理によつて否定されていないのであるから、唯記識に悟入することがどうして合理的であるか、といえば、過失はない。

何となれば、所取なる青が別個の対象として能取する分別のはたらきの事體であることが自相として実在するといふことが、道理によつて否定されたとき、青が分別のはたらきの事體であることが顯れる、その青としての能取 (sno 'dsin, 眼識など) は、顯れの対象 (snañ yul) に対し錯誤であるというように成り立つのであって、それ「青が分別のはたらきの事體であること」が顯れるとき、自相として成り立つてゐる、というように見られてゐるからである。そのことが証明されたならば、その識は「認識の」享受を性質とするものとして、自相をもつて成り立つことがないから、瑜伽行派の学説は放棄することになろう、といえば、その過失はない。

すなわち、自証において、識が分別のはたらきの事體であることは顯れないし、青としての能取 (sno 'dsin) において、青は外なるものとして捉えるはたらきの事體 (zen pa'i zen gñi) であることが顯れるからである。すなわち、その「分別の」はたらきの事體であることは、二と

て錯誤であるというように成り立つのであって、それ「青が分別のはたらきの事體であること」が顯れるとき、自相として成り立つてゐる、というように見られてゐるからである。そのことが証明されたならば、青はそれ自らの顯れの識（眼識など）より別な实物 (dravya) として無いことが証明されるのである。

しての顕現の止滅の自証などにおいて、「いわゆる、無間道に」顕れることはありえなく、「他方」二としての顕現を伴う、青としての能取に顕れることと矛盾しないからである。

その分別のはたらきの事體 (*rtog pa'i zen gzi*) が顕れるとき、二としての顕現があるべきである理由は、そ「のはたらきの事體」の「概念の総体である分別」 (*spyi rtog pa*) において顕れるとき、必ず二としての顕現の行相をもつて顕れるからである。

けれども、このことは識において同等でないのであって、分別において概念の総体が顕れたときでも、享受のみの行相をもつて顕れるからである。従って、分別において二としての顕現は確實にあるから同等である、というように語ることができない。すなわち、分別において二としての顕現があることと、その対象が二としての顕現の形相をもつて出現することとの二つは (Pek. 115a)、同一の意味でないからである。そのようではないと、二としての顕現の止滅が分別において顕れることはあり得ない、というように承認すべきであるのに、そのことも不合理であって、二としての顕現の止滅はあり得ないことになるからである。

もし青が分別のはたらきの事體であるということとは、

分別によって建てられた (V. p. 73) のみにすぎないのであるから、分別を離れたもの「すなわち、無分別なる現量」において顕れないと考えるならば、幻術による馬や象であることとも分別を離れた「現量」において顕れないことになる。分別によって建てられたのみにすぎないからである。

それ故に、自性と差別として仮説された遍計所執としての空性が円成実として、『解深密』〔経〕に説かれているが、その中において、所取能取が別個の実物であることが否定されていないのでもない。その経の中に、心の静寂 (止、*śamatha*) の場合には外なるものが否定されることが明らかに説かれている。

一般的には、遍計執されたもの (遍計所執) について、あらゆる共相 (無為法) や虚空など多くのものが存在することができる。すなわち、分別において二としての顕現があることと、その対象が二としての顕現の形相をもつて出現することとの二つは (Pek. 115a)、同一の意味でないからである。そのようではないと、二としての顕現の止滅が分別において顕れることはあり得ない、というように承認すべきであるのに、そのことも不合理であって、二としての顕現の止滅はあり得ないことになるからである。

外なるものに相待する所取能取の否定「の仕方」は、^⑯『撰大乘』〔論〕における夢や影像などの道理、〔唯識〕二

十「論」における無方分の極微の否定の道理⁽¹⁴⁾、法称による所取能取の相が生ずることについて同質であることを否定する道理⁽¹⁵⁾、陳那による極微の和合や極少なるものが所取なる対象であることを否定する道理⁽¹⁶⁾などである。

『仏母經』（般若經）に、無と説かれている全てのものは、遍計所執の否定「の意味として」『撰大乘「論」』に説明されているものについて、『解深密「經」』(V. p. 74) の遍計所執を否定するこの仕方を知らないならば、「法称の説明するように」別個の実物なる所取能取の遍計所執のみの点 (Pek. 115b) から解釈されるから、瑜伽行「唯識」派たちの考え方においてもきわめて多くの不合理なることを語らなければならなくなり、常、不常など、いずれとしても捉えるということはない、と説かれているものもこの考え方では極めて説明しがたいのである。

それ故に、いざれとしても捉えるところではない、と説かれているものは平靜な禪定 (samāhita) 「の場合であり」、そして、これである、これでないと区別して、捉えようことがあることがある、と説かれているものは、判別するはたらきである後得「智」の場合を意図しているというように語らねばならないことにもなって、言つことが貧しいもの「となるの」である。「説明しても説明にならない。」

『菩薩地』や『撰大乘「論」』や『アビダルマ集「論」』などに、四尋伺と四「如実」遍知が説かれているのは、「唯」記識派の見解を決定的に判断する、唯記識への悟入の勝れた門であって、また、諸煩惱の事体となす分別についての所知障の対治としても説かれており、それらの意味を知るために、『解深密「經」』に説かれている遍計所執を否定する道理や、否定対象の増益は、微細な点から知るべきものとして見られるのであり、殊に、それらの道理によつて別個の実物なる所取能取が否定されて、唯記識へ悟入するという仕方を知るべきことが見られるけれども、ただ伺察することだけにも入つていない者が見られるから、判断力をもつた人々に対して凡そ伺察の門ほど「の方法論」を「以上」示したのである。

2B その否定の仕方にに対する論難を断つ」と

(V. p. 75)

『解深密「經」』の中に、

依他起を遍計所執の自性として取着するから、煩惱が起り、それによつて業を積んで、輪廻に彷徨うのであり、依他起を遍計所執の相無自性として見るとき、それら「煩惱、業、生」は次第に止滅すること⁽¹⁷⁾

が説かれてから、

滅する^⑯。

声聞、独覺、菩薩の三「乗」は、この道（三無自性）

こそと、この行（pratibatti）」とそとによつて涅槃を獲得するのであるから、彼らの清淨道や清淨「果」もまた同じであり、第二のものはない^⑰。

と説かれて、依他起が遍計所執（Pek. 116a）として空とする仕方は、先に説明したものより別なものも説かれていいのである。それ故に、声聞や独覺によつてもまた法無我が理解されるということは、この経の内容であるとするのか、あるいは、しないのか「となつて」、もし「この経の内容と」するならば、先に「菩薩は」共通しない（不共）と説かれたものと相違するのである。「経の内容と」しないとき、経の意味はどのように説明されるか、といえれば、このことについて「菩薩地」の中にもまた、

自性と差別としての分別と、まるごと捉える分別（pindagravikalpa、總執分別）とによつて、分別の知得対象の事物である戯論の依り所（dhiros pros pāigunas）を起こし、それに依存して有身見が起これ、それによつて他の諸煩惱が起つて輪廻に彷徨うと説かれているのは、依他起が遍計所執の相として空であると理解する道とするけれども、法無我の道と考へるべきではない。すなわち、依他起が遍計所執として空とすることを、人無我に關することとも『アビダルマ』集「論」の中に説かれているからである。人無我を理解して煩惱を清めることと、煩惱を断ずることだけの（Pek. 116b）解脱という点で、大小乗の区別はないのであるから、「清淨道と清淨「果」は同じ」とも説かれている。

その場合、實に、法の我執が尽きるとき、人の我執は止滅するけれども、法の我執が尽きないとき、人の我執は止滅しないのでないから、輪廻の究極的な事體がなくななくとも、輪廻から解脱することは矛盾がない。

それ故に、「先に見る『解深密經』に」「この道こそ」と説かれているのは、依他起が遍計所執の相として空であると理解する道とするけれども、法無我の道と考へるべきではない。すなわち、依他起が遍計所執として空とすることを、人無我に關することとも『アビダルマ』集「論」の中に説かれているからである。人無我を理解して煩惱を清めることと、煩惱を断ずることだけの（Pek. 116b）解脱と

蘊など依他起にして、そこに法我として増益されたものが遍計所執であり、それ「依他起」がそれ「遍計所執」として空ということが法無我なる円成実である、と建てるのは大乗經の意味として『解深密「經』』によつて説かれた、

その裏の力によつて、蘊の依他起にして、人我的遍計所執としての空が人無我なる円成実として建てる、それくらいの三性建立は（V. p. 77）劣乗の經の意味であると理解できる。それ故に、初「転法」輪が説かれている「その対象にある」所化は、人無我に関する相無自性を理解する器にふさわしく、法無我に関する相無自性を理解する器にふさわしくないと説かれていることが、『解深密「經』』は裏の力によつて説明しているのであるから、善分別の法輪が一切乗に悟入するもののために説かれた意味は「以上の」そのことにある。

もし、自性と差別としての仮説や別個の實物なる所取能取の遍計所執が空であるというあらゆる場合に、依他起こそ空の事體となして、それ「依他起」の先の二者（仮説と二取の遍計所執）による有り方としての空が円成実として考えられるべきであるならば、世親が『三仏母滅害』の中で、

そこで、眼というのは法性の眼である。眼としてとい

うのは遍計所執と妄分別（vikalpita）の眼としてである。空というのは離れるという意味である。同様にして、耳は耳として空である、云々についても適応されるべきである。²⁰

とうよううに、円成実が空の事體となして、他の二の自性として空であると説かれたことはどうして導き出されるか、と言えば、その場合、瑜伽行（Pek. 117a）派や中觀派の誰の考え方においても、法無我なる円成実を決定的に判断するとき、空の事體は如何なる点で考えられるべきかは、法の我執によつて何らかの事體を法の（V. p. 78）我として捉えるそのことによつているのであって、すなわち、例えは、繩を蛇だと捉えて、怖れる苦を除こうとするとき、繩を空の事體として理解して、それ「繩」が蛇として空であると説示されるべきであるが、「繩が蛇として空ということ」を空の事體として理解すると、その「繩が蛇として空」ということは、繩と蛇とが別個のものとしてあるのだから、「もはや」空であると語るのは不相応のようである。法の我執も亦、無万分の極微やそれの積集の所取や、前後の時の部分のない一刹那の認識やそれの加算する連続の認識はある、と捉えるように、学説によつて判断を変えることのみによつて仮説されたものどもは学説を語る彼らこそ

そにおいてあるが、他の人々はない。それ故に、それはどのものはないという空を説いても、無始時以来起こつてゐる俱生の我執にとつては何らかのものも侵害とならないから、俱生の我執として、凡そそこに我として捉えられるその事体は、捉えられるような、そのような我として空である、というようく説くべきであり、学説によつて仮説されたものを否定することもまた、それ「俱生」を否定する支分として知られるべきである。

そのように考へるならば、普通の人達は見、聞などの内容である眼や色などの外内の事物であるこの依他起のみについて我執するから、それ「依他起」こそが空の事體とし理解して、空が決定的に判断されるべきであるが、(v. p. 79)「普通の人達は」円成実において他の二の自性が別個のものとしてあるというようく理解して、錯誤していないのであるから、円成実は他の二の自性が別個のものとしてあることによって空であるというように、無我を決定的に判断することは何处に (Peik. 117b) あるか。法我があると捉えることも、山に火があると捉えるように、別個のものがあると捉えることではない。すなわち、自らの心が外の対象と内の対象をもつものとして、それぞれ隔てて顯れているとき、顯れているようにそのように成り立つと捉え

るから、その対治として、境と有境としてのその顯れは別個の実物なる所取能取として成り立たないと示すが、所取能取が別個のものとしてそこにはないと示すのではない。従つて、『中辺「分別論」釈疏』の中にも、

寺舎が比丘などによつて空のごとくではなくて、繩が蛇として空である如くである。⁽²⁾

と説かれているのであって、「それ以外の」他の、法我として空という在り方も亦、以上のごとくである。

それ故に、世間において悪魔が東門から害するのに対して、代用物を西門に放つと言われるよう、「この譬喻のように」しなくして、凡そ我として捉えられる事體である依他起にして、捉えられるようなそのような遍計所執の我としての空が円成実である、そのような空の在り方の空性が修習されたとき、「その修習は」我執の対治となるのであるが、その考え方より別な空の在り方の空が修習されたならば、我執について何ら侵害しない。「対治とならないのである。」

『滅害』によつて説かれたのは、分別において、能言なる「声を通じてのイメージされたもの」(sgra spyi) と、所言なる「対象を通じてのイメージされたもの」(don spyi) との顯れたもの (v. p. 80) は、遍計所執の眼であり、

そして、所取である色處において、それを能取することを性質とする眼として顯れたものが分別の眼であり、また、声や対象を通じてのイメージされたものとなつてゐる言葉は、所作、能作を離れるから不可言であり、眼の所取能取としてそれぞれに顯れたことを離れて、平靜な禪定 (samādhita) としての自内証智の円成実は法性の眼として認められるから、その眼の法性は、聖者の平靜な禪定によって、智の対象である所言能言や所取能取が顯れる二としての顯れを離れて、他の二つの自性として、その平靜な禪定の境界は (Pek. 118a) 空と言われてゐるのであって、二としての顯れの前者は遍計所執であり、後者は分別であるからである。

以上の二とくであつて、また、その同じ「滅害」の中で、

そこで、所言と能言との形相として把握してゐる、眼といわれる事物は遍計所執の眼である。その同じものにして所取能取の自体としての所依である眼の行相として、それぞれに顯れるものは分別の眼である。その同じものにして所言、能言の形相を離れて、不可言にして顯れを伴つたものと離れて、自内証智なる円成実の自性は法性の眼といわれる。⁽²²⁾

と云い、また、

すなわち、汝が勝義を作意し、修習するとき、行の兆相 (samskārānimitta、心作用の兆し) の事物は見られないから、勝義としてはそれ「行の兆相」はないが、世俗としてある、(V. p. 81) と知るべきである。

と云ふように、聖者の平靜な禪定の点において、「能、所」二「取」としての顯れはないことを説いてゐるからである。

以上そのことによつて、そ「の『滅害』に述べるもの」は「唯識の」拠り所の見解である法無我なる円成実を決定的に判断する在り方ではない。『滅害』の中に、聖者の平靜な禪定の点においてただ存在するほどのものを、勝義として有る、と説いてゐるけれども、平靜な禪定によつて眞実を理解してゐると主張するすべての「どのような」ものも、「智慧ある禪定において」自らの境界をもつという点で対象はあると認めるのみであるから、勝義として有、無を論する、その勝義として有はどのような点においてであるか。「ないではないか。」あり方を觀察する道理によつて觀察に耐える、その勝義としての有を全く認めていないことは、空性の空性、勝義の空性、無為の空性の場合に、そのように認めてゐることを特別に取り出した沢山の否定を語つてゐることによつて知られるのである。しかし「ここ

では言及が」多くなる」と恐れるから、「重ねて」書か
なうである。

『仏母經』そのものの中⁽²⁾、色より一切種智に至るそれ
ぞれに、各々三「性」の建立をなし、空の事体である
(Pek. 118b) 分別が知定されるくも遍計所執として知と
ハリ⁽³⁾が、法性なる円成実として述べてゐる⁽⁴⁾によつて、
分別の眼にして遍計所執の眼として空が法性として説かれ
る⁽⁵⁾が、経の意味として述べる⁽⁶⁾とも宜しくな
いのである。

この「『滅害』」の中で、声聞の大人の八分別は注釈を參
照⁽⁷⁾と出でてゐるよ⁽⁸⁾、「その指示するよ⁽⁹⁾」『11万〔五
千頃般若ウパデーシャ現觀莊嚴〕釈』(V. p. 82) に「説明
が」あつて、依他起と円成実との二つとも在り方を觀察
する道理をもつて觀察に耐える⁽¹⁰⁾と看定しているから、
また、世親が『仏母經』の密意趣の意味を『解深密〔經〕』
によつて説かれてゐるよ⁽¹¹⁾になすべやである、と『釈軌
〔論〕』の中で説いてゐる⁽¹²⁾と、説き方が極めて一致しな
じかく、「『滅害』は」世親によつて著されたものでなく、
以前の古ヒテキストの中に、ダムスタヤー (Damsta-

sena) が著したと伝えられてゐる⁽¹³⁾のである。

齋耶摩妙法

Pek. Peking, 北京版チグーム大藏經

V. Drāṇīs legs bśad sñīn po, Varanasi, 1973

Derge フルゲ版チヅーム大藏經

[] 和訳にて本文を補う言葉

() 直前の語句を説明する言葉

本論の解説研究に当たつては本学助教授ツルティム・ケサン
氏の助言を賜つた。

① この論の項目的前項「[辯]を断つ仕方の一般的な説示」の
許や論説する⁽¹⁴⁾を指示する⁽¹⁵⁾のである。特にV. p. 34, 16
(Pek. 99b16) やは無因迷謫者⁽¹⁶⁾を⁽¹⁷⁾方で⁽¹⁸⁾言ふ方で⁽¹⁹⁾論及してゐる。

② 'jigs med dan chos riga mitsho (1898-1946) の「ルクハ
ムーリハボ大辯」による⁽²⁰⁾、「スガトータンムーリカの場所で
示すか」(上) 272a によ⁽²¹⁾。V. p. 134, 13 句下において
『中觀光明論』を⁽²²⁾用いて説明する個所を指すのである⁽²³⁾。
Pek. 139b-140a も⁽²⁴⁾こ⁽²⁵⁾りで試解⁽²⁶⁾。V. pp. 76-77 (1
112—111上頁) のことである。

③ Pek. No. 892, vol. 35, 120, 5, 3, 大正十四⁽²⁷⁾九五〇b
(No. 577), 著以別別名 詮彼種種法 於名法非有 是諸法
自性(義淨訳) 大正十四⁽²⁸⁾九四九^a (No. 575) 大正一四⁽²⁹⁾
九四九^c (No. 576) 総註⁽³⁰⁾ Wogihara (ed.), Bodhisattva-
bhumi, p. 48, 12-13, Dutt (ed.), p. 33, 大正11〇⁽³¹⁾ 四八九^a

に引用。)の『大正』では、以彼彼諸名 詮彼彼諸法 此中

無有彼 是諸法法性 (玄奘記)。

④ 取意、大正三〇、四八七a 参照¹⁵。

⑤ 第三章「入所知相」の所説 注(2)に知られぬもの具体的的

な説述である。

⑥ Wogihara (ed.), p. 48, 9, Dutt (ed.), pp. 32-33, 大正三〇、

○、四八九a-d 参照¹⁶。されども Bhavasamkranti-

sūtra, Arthavargya, Saṃphakat�ayana, 玄奘記¹⁷、転

有経、義品、散他伽多衍那。

⑦ Pek. vol. 111, 73, 2, 4-5 (22b, 4-5)、大正三〇、七〇回

a、一九一-|〇参照¹⁸。

⑧ 抽稿「撰大乘論」の一節 (第二章第一四節) は〇〇

(『仏教學セミナー』五二号、一九九〇、所収) において「菩

薩地」の所説にいづれも及、同註¹⁹、四八一四九頁参照²⁰。

⑨ 第二章第一四節参照²¹。

⑩ 取意。Wogihara (ed.), pp. 44, 21-45, 8, Dutt (ed.), p.

30, 16-23, Pek. vol. 110, 144, 2, 1-7 (30al-7), Derge Vi

25a5-b2, 大正三〇、四八八a 参照²²。

⑪ 注(5)参照²³。

⑫ 第三章第七節 参照²⁴。

⑬ 第二章第六、七節参照²⁵。

第一一一一三偶参照²⁶。

第一一一一三偶参照²⁷。

⑮ Pramāṇavartika, 現量章第一〇一-〇二〇二〇偶、眞崎宏正

『佛教認識論の研究』下、四頁以下、『マハーヴィタ典研究』三、

八四一八五頁参照²⁸。

⑯ 第一五一偶参照²⁹。

⑰ Pek. vol. 29, 10, 2, 1-, VII-10.

⑱ Pek.vol.29,10,4,3-, VII-14.

⑲ 取意、Wogihara (ed.) , pp. 51, 2-55, 14, Derge

28b2-31a3 大正三〇、四八九〇-四九〇〇 参照³⁰。

⑳ Pek. O. No. 5206, Toh. No. 3808, 'Phags pa s̄es rab kyi

pha rol tu phyin pa 'bum pa dān, n̄i khri lha ston pa dān,

khri brigyad ston pa'i rgya cher bád pa Ḡ tshig' Pek. vol.

93, 230, 4, 5-6 (61a5-6) 参照³¹。シオンカバはブレウヘンの指

示、あるござ、その時代の了解として世親の著作として取り

あえず示すが、ハリの項田の終わりで訂正するふくら言及して

くる。なお、北京版、Derge は著者名缺、北京版の田録

(T1) もは Distasena とある、『東北田録』及び、Derge の

田録 (D1) では Dainbrasena の著作としてくる。注(2)参照³²。

ホダ E. Obermiller; History of Buddhism by bu-ston, II.

Part, p. 146, note 1038. 西岡祖秀「梵・漢・仏教史」田録

部³³、「東京大學文學部 文化交流研究施設研究紀要」

五、四九頁 [五〇〇] 参照³⁴。

㉑ ベトマトマトマの『徒衆』の取意。Yamaguchi (ed.), pp.

14, 24-15, 1, 口益「詮註」一九一-|〇頁参照³⁵。

㉒ 取意、Pek. 93, 230, 4, 2-5 (61a2-5).

㉓ Pek. 93, 335, 4, 7-8.

㉔ 「弥勒請問章」の所説にモロ E. Conze and Iida (ed.), 梵

谷麿昭「和訳」参照²⁵。

²⁵ Pek. No. 5206, vol. 93, 227. 4. 7.

²⁶ Jigs med dam chos rgya mtsho の『トクハヒー』の大
注²⁷ リマダル bTsun pa'i ni khri... ルマベ。Pek. No. 5185
(Toh. No. 3787) と Pek. No. 5186 (Toh. No. 3788) は
ムダ Vimuktisena の訳文の著書で、前者の著者名は Pek. ド
'Phags pa rnam par grol ba'i sde (Derge om. 'phags pa) と
あり、後者に記載。Rnam par grol ba'i sde (Derge, Rnam
grol sde) と並んであるが、チベット仏教において前者の著
者名を 'Phags pa grol sde、後者を bTsun pa grol sde と呼ぶ
習わしがある。したがって、この『注釈』は後者
Pek. No. 5186 に相当する。

なお、その掲示している注釈文は Pek. No. 5186, vol. 88,
107, 2. 2- 参照²⁸。

²⁷ 注²⁶参照。ファンカバのこの言及は、「滅事」に掲示する
注釈はヴィムクティセーナの注釈をいうのであり、「滅害」
を世親の著作とするのは年次的にも矛盾するところである。

(本学教授 仏教学)